

2026年4月

保護者各位

明治学院東村山高等学校  
校長 大西 哲也

## 高等学校の授業料等軽減制度について

本校における授業料等の軽減制度および助成金制度につきまして、下記のとおり概要をご案内いたします。なお、各制度の申請時期や詳細な手続方法については、随時、学校連絡用システム「BLEND」および本校HPにて発信いたします。最新の情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 高等学校等就学支援金【国の制度】 優先順位：第1位

国の就学支援金は、高等学校に通う生徒や保護者の授業料負担を軽減するための返済不要の助成制度です。受給のためには、本校を通じてオンライン申請システム「e-Shien（イーシエン）」にて申請の手続きを行う必要があります。

#### ※【重要】令和8年度（2026年度）からの制度拡充について

所得制限の撤廃および支給額の引き上げ（年額457,200円）については、現在国会において関連法案の審議が行われております。正式な決定および詳細が国より示され次第、改めてBLEND等を通じて手続方法等をご案内いたします。

### 2. 私立高等学校等授業料軽減助成金【東京都の制度】 優先順位：第2位

国の制度とは別に、都内にお住まいの保護者の経済的負担を軽減するため、東京都が授業料の一部を助成する制度です。就学支援金と合わせ、都内私立高校の平均授業料相当額まで助成されます。

### 3. 明治学院東村山高等学校授業料等軽減制度【校内制度】 優先順位：第3位

年度途中において生じた経済的理由により生徒の学業継続が困難となった場合に保護者の負担を軽減することを目的とする本校独自の軽減制度です。

主たる生計を支えている家族が、①死亡、②疾病・障害等による長期入院、③倒産・失業、④その他のいずれかに該当し、年度途中に収入の道が断たれるか、減収となった時に申請できます。

軽減金額：当該年度の授業料・施設費・教育維持費の合計額の半額を上限とします（年度途中の場合は対象月以降の半額が上限）

申請時期：6月中旬まで（\*詳細は5月にBLENDおよび本校HPにてお知らせいたします）

支給時期：就学支援金・授業料軽減助成金の交付額決定後、学費口座へ振込

#### 【複数制度の利用と支給額の調整について】

本校の年間授業料は480,000円（月額40,000円×12ヶ月）です。各制度には上記の通り「1→2→3」の優先順位があり、授業料に対する支給合計額が年間授業料を超過しないよう調整が行われます。対象となる方は、漏れなく各制度の申請を行ってください。なお、本校独自制度（第3位）による施設費・教育維持費の軽減分については、他制度との調整対象外となります。

（裏面に続く）

(参考) 授業料以外の教育費への助成について

・私立高等学校等奨学給付金（給付型）

住民税非課税世帯など一定の要件を満たす世帯を対象に、授業料以外の学用品費や修学旅行費等を支援する東京都の給付制度です。

・東京都育英資金（貸与型）

経済的理由により修学が困難な生徒本人へ、無利子で貸与される奨学金です。

・他県（都外）に在住の方へ

お住まいの自治体により制度が異なります。詳細は担当窓口へお問い合わせください。

- ・埼玉県：総務部学事課学費軽減ヘルプデスク（048-830-2725）
- ・千葉県：総務部学事課私学振興班（043-223-2155）
- ・神奈川県：子どもみらい部私学振興課助成グループ（045-210-3793）

各種お手続きにつきましては、申請期限を厳守の上、完了いただきますようお願いいたします。  
内容確認のため、事務室より個別にご連絡を差し上げる場合がございます。  
ご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

明治学院東村山高等学校 事務室：高見・根岸  
(042-391-2142)